○　政策目標３－１：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

政策目標の内容及び目標設定の考え方	我が国の財政は極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。第221回国会財務大臣財政演説においても、「国債管理政策につきましては、金融市場の状況に変化が見られる中で、市場とのより丁寧な対話に基づき、安定的な国債発行に更に万全を期してまいります。」と言及されているところです。 こうした中、国債発行当局としては、 １　確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、 ２　中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保する という基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-1-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理
政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上
政3-1-3：保有者層の多様化
政3-1-4：市場との対話等
政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組

関連する内閣の基本方針	○「第221回国会　財務大臣財政演説」（令和８年２月20日）

施策	**政3-1-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理**
取組内容	国債残高が増加し今後も大量の国債発行が見込まれる中、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のためには、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うことが重要です。令和７年12月26日には、こうした市場のニーズ・動向等も踏まえつつ、令和８年度国債発行計画を策定・公表しました。 今年度は、上記の令和８年度国債発行計画に沿って、国債発行を行っていきます。 令和８年度の国債発行総額（予定額）は180.7兆円（対前年度当初比3.8兆円増）であり、依然として極めて高い水準になっています。 こうした中、カレンダーベース市中発行額（用語集参照）は、前年度当初から3.8兆円減の168.5兆円となっております。具体的な年限構成については、市場環境等を踏まえ、超長期債の発行額を各回1000億円ずつ減額する一方、中長期債の発行額は令和７年度補正後の規模を維持することとしております。 その他、令和６年２月に初回発行を実施した「クライメート・トランジション利付国債」（ＧＸ経済移行債及びその借換債のうち、資金使途等を定めたフレームワークに基づいて、個別銘柄として発行するもの）については、調達資金による投資の内容等について市場からの評価が得られるように、政府としてレポーティングを実施してまいります。

買入消却（用語集参照）についても、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に実施します。

また、令和８年度より、市場環境の変化への柔軟性を高めることを目的に、６月頃を目途として、進行年度中の発行計画について市場関係者に対して意見交換を行う「年央ヒアリング」を実施し、定期点検の機会を導入します。

加えて、国債の保有促進に向けた取組として、個人向け国債について、令和９年１月発行分（令和８年12月募集分）より、安定的な保有が期待される非営利法人等に販売対象を拡大する予定です。短期金利に連動した変動利付国債については、令和９年１月以降の発行開始を予定し、市場関係者と調整を進めていくこととしております。

翌年度の国債発行計画についても、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、確実かつ円滑に国債が発行できるよう、市場のニーズ・動向や借換債の発行額の将来推計等も踏まえて策定します。

（参考）クライメート・トランジション利付国債による調達資金の使途に係る選定・評価・レポーティング等はそのフレームワークに沿って以下のように行われる。

①充当事業の選定・評価プロセス

調達資金が充当される事業は、フレームワークにて定める適格事業に適合していることを各事業所管省庁内、局長級で構成される「ＧＸ経済移行債発行に関する関係府省連絡会議」（以下「関係府省連絡会議」といいます。）において確認し、必要に応じてＧＸ実行会議に報告。

②レポーティング

レポーティングについても、関係府省連絡会議にて議論し、充当状況を確認・評価。

③外部評価機関によるレビュー

調達資金の充当状況及び環境改善効果に関する評価のレビューを、独立した外部評価機関より（調達された資金の充当が完了するまで）年次で取得する予定。

定性的な測定指標

[主要]政3-1-1-B-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行

（目標の内容）

令和８年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行っていきます。

また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券（用語集参照）及び借入金の入札を確実かつ円滑に実施します。

さらに、翌年度の国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。

（目標の設定の根拠）

大量の国債発行が続く中で、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行を行うことが重要であるためです。

また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実かつ低コストで調達する上で重要であるためです。

さらに、翌年度の国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定を行っていく必要があります。

定性的な測定指標

[主要]政3-1-1-B-2：適切な債務管理

（目標の内容）

借換債の発行額の将来推計等を活用し、翌年度の国債発行計画の策定を行います。

また、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に買入消却を実施します。

（目標の設定の根拠）

国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要であるためです。同時に、発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「10年新発債利回りの推移」 ○参考指標２「国債のイールドカーブ」 ○参考指標３「国債の年限間スプレッドの推移」 ○参考指標４「借換債発行額の将来推計」 ○参考指標５「買入消却実施実績」

施策	政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上
取組内容	国債市場の流動性の維持・向上は、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制に資することから、国債管理政策においても十分留意すべき課題と考えています。また、我が国の国債市場が高い流動性を有することは、市場参加者の求めるところでもあります。 このような観点から、市場参加者の声や国債市場の動向を踏まえつつ、流動性の維持・向上に取り組んでいきます。具体的には、令和８年度国債発行計画では、13.5兆円の流動性供給入札（用語集参照）を実施することとし、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。

定性的な測定指標

[主要]政3-1-2-B-1：国債市場の流動性維持・向上

（目標の内容）

令和８年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上に努めます。

具体的には、令和８年度国債発行計画では、13.5兆円の流動性供給入札を実施することとし、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。

（目標の設定の根拠）

流動性供給入札を、市場のニーズ・動向等を踏まえて実施することは、国債市場の流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移」 ○参考指標２「流動性供給入札の結果」 ○参考指標３「債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）」 ○参考指標４「投資家の国債取引高と回転率」

施策	政3-1-3：保有者層の多様化
取組内容	国債の取引が様々な市場の見方や投資スタンスに基づいて行われることは、市場の状況が変化した場合に取引が一方向に流れることを防ぎ、市場の安定化に寄与すると考えられることなどから、国債の保有者層の多様化を図ることは重要です。個人投資家の国債保有促進に向けた取組を進めるとともに、銀行や生命保険会社等の国内機関投資家のみならず、海外投資家の国債市場への参加や国債の保有促進に向けた取組を進めます。 個人投資家向けの販売については、令和８年度国債発行計画において、発行予定額を5.9兆円としているところです。また、令和８年12月募集分（令和９年１月発行分）より、個人向け国債の販売対象を「個人のみ」から「個人及び一部の法人等」に拡大する予定です。 こうした中、個人向け国債の取扱機関と当局との間で相互に意見を交換する場として「国債トップリテーラー会議」の開催、個人向け国債等の販売額が上位の機関の財務省ウェブサイト上での公表（https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbtr/index.html）等を行うことにより、個人投資家の国債保有促進に努めます。 また、個人投資家向けの広告については、効果測定の結果等を踏まえ、効果的に国債広告を実施し、個人投資家の国債保有促進に努めます。 海外投資家については、様々なネットワークやチャネルを通じて情報提供等を実施していきます。具体的には、海外ＩＲ（用語集参照）の実施に当たっては、オンラインも活用した投資家への個別面談を中心に行い、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます。効果的・効率的な海外ＩＲを実施し、海外投資家との親密なリレーションを構築することにより、引き続き日本国債の保有促進に努めていきます。また、「日本国債ニュースレター」（英語版）をウェブサイト上で毎月公表すること等を通じて、海外投資家への定期的な情報提供を行うことにより、日本国債の認知・理解の向上を図ります。

定性的な測定指標

[主要]政3-1-3-B-1：保有者層の多様化

（目標の内容）

保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めます。具体的には、個人投資家向けの広告の充実や個人向け国債等の販売額が上位の機関の財務省ウェブサイト上での公表等を通じて個人投資家の国債保有促進に努め、海外ＩＲや「日本国債ニュースレター」（英語版）の公表等を通じて海外投資家の国債保有促進を図ります。

（目標の設定の根拠）

国債の保有者層の多様化を図るためには、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めることが重要と考えられるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「国債の保有者別内訳」 ○参考指標２「個人向け国債の発行額（実績）及び計画額」 ○参考指標３「個人向け国債の認知状況」 ○参考指標４「海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）」 ○参考指標５「海外投資家の海外拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）」 ○参考指標６「日本国債ニュースレター（英語版）の年間公表回数」

施策	政3-1-4：市場との対話等
取組内容	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のためには、市場との緊密な意見交換を通じ、当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズ・動向等を的確に把握することが重要です。こうした観点から、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催する（オンライン開催等を含む）とともに、個別にヒアリングを実施し、市場参加者との緊密な意見交換を行います。 また、中長期的な視点から、今後の国の債務管理政策について、高い識見を有する方々から意見や助言を得るため、「国の債務管理に関する研究会」を引き続き開催することとし、技術的な側面を含め議論を行い、債務管理の枠組みの精緻化に努めます。 また、国債発行当局として、入札の結果発表等を確実かつ速やかに行うことで、市場の透明性を高めることに努めます。

定量的な測定指標

［主要］
政3-1-4-A-1：国債関係の懇談会等の開催状況

年度		令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
国の債務管理に関する研究会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施
	実績値	○	○	○	○	
国債市場特別参加者会合	目標値	実施	実施	実施	実施	実施
	実績値	○	○	○	○	
国債投資家懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施
	実績値	○	○	○	○	

（注）当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。
（出所）理財局国債企画課調

（目標値の設定の根拠）

市場との対話等は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて懇談会等の開催を目標としました。

定量的な測定指標

［主要］
政3-1-4-A-2：入札結果の公表を当日所定の時刻に行った割合

年度		令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
目標値（%）		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実績値	入札回数(a)	227	224	227	N.A.	
	うち入札の結果発表を所定の時刻に行った回数(b)	225	224	227	N.A.	
	割合(%)(b)／(a)	99.1	100	100	N.A.	

（注１）測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。
（注２）国債（割引短期国債は除く）の入札結果発表は、入札当日の午後０時35分に実施。
（注３）国庫短期証券の入札結果発表は、入札当日の午後０時30分に実施。
（注４）借入金の入札結果発表は、入札当日の午後１時に実施。
（注５）令和４年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった２件は以下の通り。
・令和５年１月10日の国庫短期証券（３ヶ月）入札において、日本銀行のシステムが一部利用できない状況にあったことから、入札日を翌日に延期したもの。
・令和５年２月28日の２年債入札において、財務省のシステムの不具合により、財務省ホームページへの公表が予定時刻より約２時間遅れたもの。財務省のシステムの不具合については、既に原因が特定されており、同様の不具合が生じないよう事務マニュアルに不具合が生じた原因や対処方法を記載するとともに、事務に携わる職員に周知することで再発防止に努めている。
（注６）この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではない。
（出所）理財局国債業務課調

（目標値の設定の根拠）

入札結果の公表を確実かつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

定性的な測定指標

［主要］政3-1-4-B-1：市場との対話等

（目標の内容）

国債市場特別参加者や投資家に対して、国債市場の動向等に関する個別のヒアリングを実施し、市場との緊密な意見交換を行います。

（目標の設定の根拠）

市場のニーズ・動向等を的確に把握するためには、国債関係の懇談会等の開催に加えて、個別のヒアリングを実施することも重要と考えられるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組
取組内容	投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図ることは、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるためにも重要であるため、我が国の国債市場や国債管理政策について、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、「債務管理リポート」（日本語版、英語版）の年１回発行や債務残高の所定の時期

	における公表等を行うとともに、国債等関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うこととします。

定量的な測定指標

［主要］
政3-1-5-A-1：国債関係の定期的な資料の公表

年度		令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
債務管理リポート（日）年１回作成	目標値	○	○	○	○	○
	実績値	○	○	○	○	
債務管理リポート（英）年１回作成	目標値	○	○	○	○	○
	実績値	○	○	○	○	
国債統計年報年１回作成	目標値	○	○	○	○	○
	実績値	○	○	○	○	

（注）年度内に公表した場合には○、年度内に公表していない場合に×を記載。
（出所）理財局国債企画課調

（目標値の設定の根拠）

定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上のためには重要であるため、代表的な公表物である「債務管理リポート」と「国債統計年報」を年度内に公表することを目標としました。

定量的な測定指標

［主要］
政3-1-5-A-2：「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合

年度		令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
目標値（%）		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実績値	前年度第４四半期分	○	○	○	○	
	第１四半期分	○	○	○	○	
	第２四半期分	○	○	○	○	
	第３四半期分	○	○	○	○	
	割合（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	

（注１）「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載。
（注２）各四半期末時点における国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、当該四半期終了後１ヶ月半以内に公表。
（注３）補足として、利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理した「国と地方の長期債務残高」との比較資料も併せて公表。
（出所）理財局国債企画課調

（目標値の設定の根拠）
公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、国債に係る国民等の理解の向上を図る上で重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

定性的な測定指標

[主要]政3-1-5-B-1：国債に係る国民等の理解の向上

（目標の内容）
積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、国債等関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うとともに、「債務管理リポート」（日本語版・英語版）では、その時々の政策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げます。

（目標の設定の根拠）
投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図るためには、我が国の国債市場や国債管理政策について積極的に情報提供を行っていくことが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計」

政策目標に係る予算額等		令和６年度	７年度	８年度	９年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	252,173,465,875千円	250,363,377,686千円	256,162,917,017千円		
	（項）国債整理支出	220,738,977,103千円	217,937,472,459千円	220,823,007,952千円		
	（事項）公債等償還に必要な経費	209,233,972,215千円	205,142,476,791千円	204,363,205,200千円		
	（事項）公債利子等支払に必要な経費	11,505,004,888千円	12,794,995,668千円	16,459,802,752千円		
	その他	31,434,488,772千円（注２）	32,425,905,227千円（注２）	35,339,909,065千円（注２）		
	内　国債整理基金の経理	4,400,010,088千円	4,181,027,553千円	4,005,559,114千円		
	補正予算	△5,536,453,283千円	△1,222,094,835千円			
	繰越等	△19,454,914千円		N.A.		
	合　計	246,617,557,677千円		N.A.		
執行額		239,564,347,206千円		N.A.		

（概要）
国債の償還・利払い・事務手数料、国債の円滑な発行を図るための経費等です。

（注１）国債整理基金特別会計における「公債等の償還及び発行に関する諸費等に必要な経費」は、その他に含まれる。
（注２）政府情報システム関連予算（国債関係システム（予算事業ID: 020182）、スワップトレーディング等システム、国債債務分析システム、政府借入金入札システム）は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。
（注３）令和８年度「繰越等」、「執行額」等については、令和９年11月頃に確定するため、令和９年度実績評価書に掲載予定。

（財務省８政３－１）

担当部局名	理財局（国債企画課、国債業務課）	政策評価実施時期	令和９年６月（予定）

○　政策目標３－２：財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

政策目標の内容及び目標設定の考え方	財政投融資（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な大規模・超長期プロジェクトなどについて、長期・固定・低利の資金などの供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。 財政投融資の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。 さらに、財政投融資に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融資計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融資に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。 その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ＡＬＭ）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」
政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融資対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融資計画の編成
政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進
政3-2-3：財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実
政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保

関連する内閣の基本方針	○「第221回国会　財務大臣財政演説」（令和８年２月20日） ○「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和７年11月21日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定） ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」（令和７年６月13日閣議決定） ○「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表 2025（改訂版）」（令和７年12月25日経済財政諮問会議決定） ○「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年９月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）

施策	**政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融資対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融資計画の編成**

取組内容	令和９年度財政投融資計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応します。 各省庁・機関の財政投融資計画の要求に対し、それぞれの政策目的を的確に達成するため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性の精査、民業補完性の確保、事業等の有効性、事業等の進捗状況・収支状況等の把握を通じた償還確実性の担保といった観点からの適切な審査を行うことにより、その内容を令和９年度財政投融資計画に反映します。各省庁・機関においては、令和９年度財政投融資計画の要求を行うにあたり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して政策評価の結果が併せて提出されます。要求内容の審査にあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用するとともに、データを活用した定量的な評価を行うなど、ＥＢＰＭの取組を進めてまいります。 また、財政投融資計画の編成にあわせて、財政融資資金による新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な資金を十分に精査し、財投債の発行規模を決定します。 産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。 その際、出資先の官民ファンド（用語集参照）に対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表 2025（改訂版）」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。 財政投融資は、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現する上で重要な役割を果たしていることから、財政制度等審議会財政投融資分科会における審議も踏まえ、社会経済情勢等に応じた財政投融資計画の編成を行っていきます。

定性的な測定指標	
	［主要］政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融資計画の編成
	（目標の内容） 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、令和９年度財政投融資計画を編成します。
	（目標の設定の根拠） 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、令和９年度財政投融資計画を編成することで、財政投融資を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。

定性的な測定指標	
	［主要］政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給
	（目標の内容） 令和９年度財政投融資計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネ

	ーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。 その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表 2025（改訂版）」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。
	（目標の設定の根拠） 中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水・補完を行っていく必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。 また、特に官民ファンドは収益の変動及びリスクが相対的に大きく、一時的に累積損失が生じることは設立当初より想定されるものの、一部の官民ファンドにおいて累積損失が大きくなっていることを踏まえ、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、令和８年度目標で掲げる各取組を行うことが重要なためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「財政投融資計画の推移（フロー・ストック）」 ○参考指標２「財政投融資計画及び実績（機関別）」 ○参考指標３「財政融資資金の融通条件」

施策	**政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進**
取組内容	政策コスト分析とは、財政投融資を活用する事業について、一定の前提条件を設定して将来キャッシュフロー等を推計し、これに基づいて事業の実施に関して、①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等及び③出資金等による国にとっての機会費用を各財投機関が試算したもので、償還確実性等の確認に活用しています。また、政策コストが生じている一方で国民や社会にどれだけの便益をもたらしているかを政策コストと併せて開示することは、将来の国民負担に関するディスクロージャーの充実を図り、財政投融資の透明性を高める役割があります。引き続き政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。 また、財政投融資計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行い、財政投融資計画の編成にあたって審査過程がオープンなものとなるよう努めます。 これまで、財務省ウェブサイト（https://www.mof.go.jp/filp/index.html）や「財政投融資リポート」等について、内容の充実を図りつつ、より分かりやすいものとなるよう工夫するなど、情報発信の強化に努めており、財政投融資計画残高見込（財投機関別）、財政投融資計画参考資料及び機関別事業計画・資金計画を作成し、機関別・月別の財政投融資の実績とともにウェブサイトにおいて公表しています。引き続きディスクロージャーの推進を図り、財政投融資の公表内容の充実・広報に努めます。

定量的な測定指標

		作成頻度	年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
［主要］ 政3-2-2-A-1： 財政投融資関係の定期的な資料の公表及び内容の充実	財政投融資の概要	年１回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	N.A.	
	財政投融資リポート	年１回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	N.A.	
	OVERVIEW OF FILP	年１回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	N.A.	
	政策コスト分析リポート	年１回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	N.A.	
	POLICY COST ANALYSIS REPORT	年１回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	N.A.	
	財政金融統計月報（財政投融資特集）	年１回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	N.A.	
	財政融資資金現在高	月１回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	N.A.	
	産業投資現在高	月１回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	N.A.	
	財政融資資金預託金利･貸付金利	月１回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	N.A.	
	翌年度財政投融資計画要求	年１回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	N.A.	
	財政投融資計画月別実行状況	月１回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	N.A.	
	財政投融資リポート等の内容の充実に向けた取組（解説を充実させたトピック等）			新型コロナウイルス感染症対策やポストコロナの時代に向けた財政投融資の活用について記載	財政投融資の活用について記載を拡充するとともに、より分かりやすいものとなるよう、レイアウトを変更	６年度の財投分科会報告書を踏まえつつ、財政投融資の活用について内容を更新するとともに、必要に応じて構成の見直しを実施	財政投融資をめぐる動き等を踏まえ、内容を見直すとともに、より分かりやすいものとなるよう充実を図る。	財政投融資をめぐる動き等を踏まえ、内容を見直すとともに、より分かりやすいものとなるよう充実を図る。

（注）令和７年度の実績値は、令和８年６月に確定し、令和７年度の実績評価書に記載します。
（出所） 理財局財政投融資総括課調

（目標値の設定の根拠）

財政投融資に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信認を維持するため、財政投融資計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要なためです。

定性的な測定指標

［主要］政3-2-2-B-1：政策コスト分析の充実

（目標の内容）

財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。

（目標の設定の根拠）

財政投融資に対する国民の信頼、市場からの信認を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。

定性的な測定指標

［主要］政3-2-2-B-2：財政投融資計画編成に係る情報の公表

（目標の内容）

令和９年度財政投融資計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融資分科会への提出資料等を速やかに公表します。

（目標の設定の根拠）

財政投融資計画編成に対する国民の信頼、市場からの信認を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「各機関における政策コスト」 ○参考指標２「財政投融資特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」 ○参考指標３「財政投融資特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」 ○参考指標４「財政投融資に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」

施策	政3-2-3：財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実
取組内容	財政投融資対象機関に対する実地監査及び地方公共団体の財務状況把握の充実・活用を図るとともに、実施結果を公表します。 また、実地監査の結果を毎年度の財政投融資計画編成時の審査等に活用し、事業の見直し等に努めるとともに、実地監査結果の反映状況等を公表します。

定量的な測定指標

［主要］政3-2-3-A-1：実地監査結果	独立行政法人等		令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
		目標値（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		計画件数	－	－	3	3	N.A.

			実施件数	－	－	3	N.A.	N.A.
			実績（%）	－	－	100.0	N.A.	
		地方公共団体等		令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
		貸付資金の使用状況等（団体数）	目標値（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			計画件数	168	167	163	160	N.A.
			実施件数	168	167	163	N.A.	N.A.
			実績（%）	100.0	100.0	100.0	N.A.	
		公営企業の経営状況（企業数）	目標値（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			計画件数	273	259	248	249	N.A.
			実施件数	273	259	248	N.A.	N.A.
			実績（%）	100.0	100.0	100.0	N.A.	

（注１）独立行政法人等については、事務年度（７月から翌年６月までの期間）ベースで計上しています。
（注２）令和７年度実績値は、令和８年６月までにデータが確定するため、令和７年度実績評価書に掲載予定です。
（注３）令和８年度目標値の計画件数については、令和８年５月及び７月に実施計画を策定することとしているため、令和９年度事前分析表に掲載予定です。
（注４）計画件数については、災害等により当初の件数から変更されている場合があります。
（出所）理財局管理課調

（目標値の設定の根拠）

財政投融資対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融資の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	**政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保**
取組内容	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行います。 また、財政投融資特別会計の財務の健全性を確保するため、財政投融資対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことなどを通じて、資産と負債のデュレーション・ギャップ（用語集参照）の調整等を行い、引き続き的確な資産負債管理に取り組むこととします。

定性的な測定指標
［主要］政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保
（目標の内容） 財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整するなど、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。
（目標の設定の根拠） 財政投融資として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

政策目標に係る予算額等			令和６年度	７年度	８年度	９年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算		26,367,211,520千円	22,113,734,667千円	27,172,207,658千円		
		財政投融資特別会計財政融資資金勘定	25,892,502,677千円	21,633,718,355千円	26,671,790,437千円		
		（項）財政融資資金へ繰入	10,000,000,000千円	10,000,000,000千円	13,000,000,000千円		
		（事項）財政融資資金へ繰入れに必要な経費	10,000,000,000千円	10,000,000,000千円	13,000,000,000千円		
		（項）諸支出金	435,553,876千円	441,769,954千円	592,907,029千円		
		（事項）預託金利子支払等に必要な経費	435,553,876千円	441,769,954千円	592,907,029千円		
		（項）国債整理基金特別会計へ繰入	15,453,960,228千円	11,189,018,046千円	13,075,998,169千円		
		（事項）国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	15,453,960,228千円	11,189,018,046千円	13,075,998,169千円		
		その他	2,988,573千円	2,930,355千円	2,885,239千円		
		財政投融資特別会計投資勘定	474,708,843千円	480,016,312千円	500,417,221千円		
		（項）産業投資支出	474,700,000千円	479,900,000千円	500,300,000千円		
		（事項）産業投資に必要な経費	474,700,000千円	479,900,000千円	500,300,000千円		
		その他	8,843千円	116,312千円	117,221千円		
	補正予算		△2,783,275,588千円	2,068,011,321千円			
	繰越等		△27,300,000千円		N.A.		
	合計		23,556,635,932千円		N.A.		
執行額			23,359,593,525千円		N.A.		

（概要）

民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融資対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。

（注）令和８年度「繰越等」、「執行額」等については、令和９年11月頃に確定するため、令和９年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	理財局（財政投融資総括課、計画官室、管理課）	政策評価実施時期	令和９年６月（予定）

○　政策目標３－３：庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

政策目標の内容及び目標設定の考え方	国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、介護や保育などの社会福祉分野のほか、防災やまちづくりにおける国有地の更なる活用も含め、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用に取り組んでいきます。 また、公文書の適切な管理の下、法令などを遵守した国有財産の適正な管理・処分を行います。 庁舎については、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、老朽化等により建替えを要する場合は利用者の利便性向上に十分配慮しつつ、移転・集約化等を推進します。また、国公有財産を戦略的にマネジメントすることにより、地域の魅力向上や防災対応力強化に資する取組を進めます。 宿舎については、国家公務員宿舎の削減計画（平成23年）に基づき、平成28年度までに真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、現下の厳しい財政事情や宿舎削減計画達成後の宿舎需要の変化等を踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な整備・管理に取り組みます。 国有財産監査については、個々の財産の特性に応じた有効活用を促進し国有財産の最適利用を図るため、毎年度監査方針・監査計画を策定し、監査の充実・強化を進めていきます。 国有財産増減及び現在額総計算書等について、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、所定の時期に国会に報告します。 また、積極的な情報の公開・発信とともに、情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイト等の利便性向上に、引き続き取り組みます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」
政3-3-1：国有財産の有効活用の推進
政3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進
政3-3-3：普通財産の適正な管理処分
政3-3-4：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

関連する内閣の基本方針	○「経済・財政新生計画改革実行プログラム2025」（令和７年12月25日経済財政諮問会議決定） ○「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和７年11月21日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定） ○「防災基本計画」（令和７年７月１日中央防災会議決定） ○「地方創生2.0基本構想」（令和７年６月13日閣議決定） ○「第１次国土強靭化実施中期計画」（令和７年６月６日閣議決定） ○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年11月22日閣議決定）

	○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定） ○「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和２年12月８日閣議決定） ○「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年６月２日閣議決定） ○「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ） ○「高齢社会対策大綱」（令和６年９月13日閣議決定）

施策	政3-3-1：国有財産の有効活用の推進

取組内容	国有財産については、介護や保育などの社会福祉、防災及びまちづくり等の分野での活用など、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた有効活用を進めます。 具体的には、介護や保育など人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用するため、未利用国有地（用語集参照）の情報提供を行い、地方公共団体等からの要望に応じ、売却に加えて、定期借地権による貸付けを行います。 また、令和元年６月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について－国有財産の最適利用に向けて－」（以下「元年答申」といいます。）を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産（用語集参照）として選定した上で、その最適利用を図るために、定期借地権による貸付けを行います。 なお、留保財産の利用方針の策定に当たっては、民間へのヒアリングなどを通じて多様なニーズの事前調査を行うとともに、地方公共団体と活用方針について議論を行います。 あわせて、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待される土地などについては、資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、地区計画活用型一般競争入札（用語集参照）、二段階一般競争入札（用語集参照）などの手法も活用します。 また、「防災基本計画」を踏まえ、災害に備えるとともに、災害応急対策等を迅速かつ円滑に行うため、避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図ります。加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携し、都市計画・防災計画との整合性を踏まえながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産を戦略的にマネジメントすることにより、地域の魅力向上や防災対応力強化に資する取組を進め、国公有財産の最適利用を推進します。 さらに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」、「第１次国土強靱化実施中期計画」及び「「強い経済」を実現する総合経済対策」に盛り込まれた国有財産関連施策について着実に取り組みます。

定性的な測定指標
［主要］政3-3-1-B-1：地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用

（目標の内容）

介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地権による貸付けを行うとともに、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地権による貸付料を５割減額します。

また、元年答申を踏まえ、留保財産は定期借地権による貸付けを行うこととしつつ、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待される土地などについては、地区計画活用型一般競争入札、二段階一般競争入札などの手法も活用します。

なお、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、避難場所などとして国有地を活用し、防災に関する諸活動の推進に配慮することに加え、国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設（用語集参照）の整備の推進に取り組むとともに、財務局等と地方公共団体が連携し、都市計画・防災計画との整合性を踏まえながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産を戦略的にマネジメントすることにより、地域の魅力向上や防災対応力強化に資する取組を進め、国公有財産の最適利用を推進します。

また、危機管理体制の確保に向けて、危機管理用宿舎（用語集参照）の整備等も進めていきます。

さらに、５Ｇ基地局の設置場所、サテライトオフィスの提供場所、太陽光発電設備及び電気自動車向け充電設備等の設置場所として、庁舎等を提供します。

（目標の設定の根拠）

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていることや、「高齢社会対策大綱」において、引き続き介護施設整備に向けた取組み促進が掲げられていること、「ニッポン一億総活躍プラン」において、保育の受け皿の確保については「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていることなどを踏まえ、人々の安心につながる分野等で国有財産を活用することが重要であるためです。

また、元年答申において、有用性が高く希少な国有地については「将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付けを行うことで、最適利用を図っていくべきである。」とされていること、「防災基本計画」において、「避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図る」とされているためです。

加えて、「「強い経済」を実現する総合経済対策」及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、地域のニーズを踏まえた国有地の活用等が盛り込まれていることなどから、これに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。

「第１次国土強靭化実施中期計画」において、「国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備のための治水関連計画の策定支援」等が盛り込まれ、「経済財政運営と改革の基本方針2025」及び「地方創生2.0基本構想」においては、「エリア価値向上に向けた地域に根ざす国公有財産の戦略的マネジメント」が盛り込まれています。なお、「経済・財政新生計画　改革実行プログラム2025」において、保育・介護等の分野で利用する財産について定期借地権による貸付けを行うなどの管理・処分の多様化の促進や国公有財産の最適利用プランの策定推進と進捗状況のフォローアップを行うこととされています。

	また、「「強い経済」を実現する総合経済対策」には、「既存の枠組みにとらわれない危機管理用宿舎の整備」も盛り込まれており、令和８年中の防災庁の設置にともなう危機管理体制の確保のため、危機管理用宿舎の整備をすすめていく必要があるためです。 さらに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」においては、「国有財産を活用したデジタル改革の推進（５Ｇ通信網の整備）」及び「国有財産を活用したサテライトオフィス整備支援」が、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」においては、庁舎等の国有財産を活用したカーボンニュートラルの実現に向けた取組促進が盛り込まれています。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「国有地の定期借地件数の推移」 ○参考指標２「留保財産の取組状況」 ○参考指標３「市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数」 ○参考指標４「第１次国土強靱化実施中期計画」、「「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における国有財産の活用状況」

施策	**政3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進**
取組内容	１　現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から、地方公共団体と連携した庁舎の効率的な整備にも取り組みます。 具体的には、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、入居官署に必要な耐震性能の確保にも取り組みます。また、地方公共団体との協議会等を通じて、都市計画・防災計画との整合性を踏まえながら、国公有財産を戦略的にマネジメントすることにより、国公有財産の最適利用を具体化した最適利用プランの策定など、庁舎の効率的な整備にも取り組みます。なお、庁舎が不足している地域において一定規模の権利床（用語集参照）の取得が見込まれる場合には、庁舎需要や経済合理性等を勘案した上で、庁舎として活用します。 老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者の利便性向上に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画（用語集参照）の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択します。 ２　宿舎については、元年答申や令和３年11月の「行政財産の未来像研究会報告書」を踏まえて、令和４年に発出・改正した通達に基づき、地域ごとの需要の把握や災害発生時における初動体制確保に資する業務継続計画（ＢＣＰ）に基づく緊急参集要員のための宿舎（ＢＣＰ用宿舎）の確保、不足する独身用・単身者用宿舎の確保を図るほか、老朽化への対応を進めます。特に、合同宿舎（用語集参照）については、老朽度・立地条件・中長期的な需要など、個々の宿舎の状況に応じて、計画的かつ効率的な改修を推進します。

	また、「「強い経済」を実現する総合経済対策」に、「既存の枠組みにとらわれない危機管理用宿舎の整備」も盛り込まれたことを踏まえ、危機管理体制の確保に向けて、危機管理用宿舎の整備等も進めていきます。

定量的な測定指標

［主要］政3-3-2-A-1：合同宿舎における改修工事の実施状況（単位：棟）

年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
目標値	296	263	250	226	N.A.
実績値	301	259	309	N.A.	

（注１）令和８年度の目標値は、令和８年４月に合同宿舎の維持整備計画を策定することとしているため、令和９年度の事前分析表に記載します。
（注２）令和７年度の実績値は、令和８年６月に確定し、令和７年度の実績評価書に記載します。
（出所）理財局国有財産調整課調

（目標値の設定の根拠）

合同宿舎については、計画的かつ効率的な維持整備を推進するため、合同宿舎の棟ごとに毎年度４月１日時点で改修工事の計画を作成し、これに基づき毎年度の改修工事を実施することとしています。改修工事を着実に実行するため、当該計画（令和７年４月１日時点）の改修工事の件数を目標値とします。

定性的な測定指標

［主要］政3-3-2-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況

（目標の内容）

庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行い、既存庁舎の効率的な使用を推進します。

（目標の設定の根拠）

現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「既存庁舎の入替調整等実績の推移」 ○参考指標２「庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移」 ○参考指標３「宿舎戸数の推移」 ○参考指標４「合同宿舎のリノベーション工事の実施状況」

施策	政3-3-3：普通財産の適正な管理処分
取組内容	１　国有財産は国民共有の貴重な財産であり、その管理処分を適正に行うことが重要です。売却や貸付け等を行うに当たっては、法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。

公共随意契約（以下「公共随契」といいます。）（用語集参照）による売却や貸付けの処分等価格の決定方法については、国にとってより有利な価格となるよう、会計法令に基づき、すべての場合において見積り合せ（相手方から契約希望価格を確認し、国の予定価格以上であるか否かを確認する手続き）を実施します。さらに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表することにより透明性を確保します。

普通財産（用語集参照）の売却や貸付け等を行うに当たっては、国が自ら地下埋設物等の撤去や除去等に要する費用を見積もることはせず、民間精通者による客観的な見積額等を徴した上で不動産鑑定士に提供するものとし、地下埋設物等を原因とする価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。

公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組について、引き続き推進します。

2　留保財産以外の未利用国有地で、地方公共団体等からの利用要望のない国有地については計画的に一般競争入札を実施します。

3　売却が困難な財産のうち、無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の売却が可能な場合には、交換制度の活用を検討します。また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、可能な限り、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

4　旧里道・旧水路（用語集参照）及び国有畦畔(けいはん)・脱落地（用語集参照）等についての調査依頼、並びに境界確認に関する申請及び時効取得確認申請に対しては、関係機関への照会調査や現地確認調査などを的確に行い、適正な事務処理を行います。その結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却等を行います。売却に当たっては、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日以内（閉庁日を除く）とするよう努めます。

なお、誤信使用財産については、一層の適正な管理・処分のため、計画的かつ効率的に処理すべく、態様別に分類し、優先順位をつけた計画に基づき、着実に実施します。

5　地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応します。

6　売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、売却困難財産及び売残り財産等については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、一時貸付けに係る要望を募るなどの暫定活用を図ることとします。

7　相続土地国庫帰属制度（用語集参照）については、所有者不明土地の発生の抑制を図ることが目的とされていることを踏まえ、制度の円滑な運用のため、関係機関と連携して適切に対応します。

8　特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年５月17日公表、令和５年２月22日一部変更）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」

（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います。

さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

定量的な測定指標

政3-3-3-A-1：未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況（単位：%）	年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100 (485)	100 (425)	100 (439)	N.A. (N.A.)	

（注１）（ ）内は入札件数。
（注２）処理率の算出方法については、災害等の事情変更により一般競争入札を実施できなかったものを除くこととしています。
（注３）令和７年度の実績値は、令和８年６月に確定し、令和７年度実績評価書に掲載します。
（出所）理財局国有財産業務課調

（目標値の設定の根拠）

留保財産以外の未利用国有地については、まず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札は、税外収入の確保を図るため計画的に実施する必要があることから、一般競争入札の実施状況に関して、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

定量的な測定指標

政3-3-3-A-2：旧里道・旧水路等の売却事務処理状況（単位：%）	年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
	目標値	83.7 以上	83.7以上	83.7以上	83.7以上	83.7以上
	実績値	83.7 (965)	83.8 (1,043)	83.7 (884)	N.A. (N.A.)	

（注１）目標値及び実績値については、申請書を受理し売却価格を通知したもののうち、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を 30 日以内（閉庁日を除く）にできなかった場合を除いて算出しています。
（注２）実績値の（ ）内は、30 日以内（閉庁日を除く）に売却価格を通知した件数。
（注３）令和７年度の実績値は、令和８年６月に確定し、令和７年度実績評価書に掲載します。
（出所）財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

（目標値の設定の根拠）

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日以内（閉庁日を除く）としているところです。財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがありますが、期限内の処理を促進することとし、過去の実績値を参考にそれらを上回るよう目標値を設定しました。

定性的な測定指標

［主要］政3-3-3-B-1：国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施

（目標の内容）

売却や貸付け等を行うに当たっては、相手方への迅速かつ丁寧な対応を行うとともに法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。

公共随契による売却や貸付けを行う際には、すべての場合において処分等価格の見積り合せを実施するとともに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。

また、売却や貸付け等を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。

（目標の設定の根拠）

未利用国有地の売却や貸付け等について、公正、透明に処理をする必要があるためです。

定性的な測定指標

政3-3-3-B-2：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施

（目標の内容）

無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の処分を容易にすることが可能な場合には、交換制度を活用します。

また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、可能な限り、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

（目標の設定の根拠）

現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。

定性的な測定指標

政3-3-3-B-3：暫定活用の実施

（目標の内容）

売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売残り財産等について、一時貸付けに係る要望を募るなどの暫定活用を図ります。

（目標の設定の根拠）

税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。

定性的な測定指標

政3-3-3-B-4：貸付中財産の災害等にかかる適切な対応の実施

（目標の内容）

地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応します。

（目標の設定の根拠）
地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。

定性的な測定指標

政3-3-3-B-5：相続土地国庫帰属制度の円滑な運用の実施

（目標の内容）
相続土地国庫帰属制度については、所有者不明土地の発生の抑制を図ることが目的とされていることを踏まえ、制度の円滑な運用のため、関係機関と連携して適切に対応します。

（目標の設定の根拠）
所有者不明土地に係る問題は、政府一体となって検討が進められてきたものであり、所有者不明土地の発生を抑制する方策の一つとして、相続土地国庫帰属制度が創設されたことから、当該制度の円滑な運用に向けて関係機関と連携した対応が求められているためです。

定性的な測定指標

政3-3-3-B-6：政府が保有する株式等の管理・処分

（目標の内容）
特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年５月17日公表、令和５年２月22日一部変更）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。
さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

（目標の設定の根拠）
特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。
また、物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移」 ○参考指標２「未利用国有地の推移」 ○参考指標３「未利用国有地の状況」 ○参考指標４「一般競争入札における落札状況」 ○参考指標５「未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移」 ○参考指標６「土地等売払代の状況」

	○参考指標７「一時貸付け及び管理委託の件数と面積」 ○参考指標８「土地等貸付料収入の状況」 ○参考指標９「第三者チェックの件数」

施策	**政3-3-4：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実**
取組内容	１　国有財産の有効活用を促進するため、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査を進めており、主に以下の事項を中心に監査を実施します。 （１）　各省各庁が所管する庁舎及び宿舎の公用財産等を対象に、組織の改編・統廃合等に伴って生じる土地及び建物の非効率使用に対し、余剰スペースの状況や借受けの必要性を確認するなど、最適利用を図る観点から監査を実施。 （２）　各省各庁が所管する普通財産を対象に、未利用国有地等の有効活用を促進するため、処理の進捗状況を把握し、管理処分の適正化を図る観点から監査を実施。 こうした方針に基づき、策定した監査計画に対して100％実施するよう努めます。 ２　国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産法（昭和23年法律第73号）第34条及び第37条の規定に基づき、毎年度、会計検査院の検査を経た上で国会に報告することとされています。 国会への報告については、決算に関して、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告します。 ３　国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、旧里道・旧水路等の売却等業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舎の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を行います。 ４　財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、情報内容の充実や利便性の向上に努めます。 具体的には、国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす観点から、国有財産レポートにおいて、最新の国有財産行政に係る取組を紹介します。 また、国有財産の各種統計や、「国有財産一件別情報」について、毎年１回作成・更新し、引き続き公表するなど内容の充実等に努めます。 すべての未利用国有地について、引き続き、所在地、数量のほか台帳価格や処理方法など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに、一般競争入札で売却を予定している財産及びその売却結果等の情報についてタイムリーに公表し、国有財産物件情報メールマガジンの配信や全国版空き家・空き地バンクへの登録など、積極的な情報提供を行います。また、活用可能な行政財産（用語集参照）についても積極的に情報提供を行います。

定量的な測定指標

［主要］
政3-3-4-A-1：監査実施割合
（単位：%）

年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
目標値	100.0 (426)	100.0 (424)	100.0 (422)	100.0 (403)	100.0 (400)
実績値	102.3 (436)	100.9 (428)	101.1 (427)	N.A. (N.A.)	

（注１）監査計画に対する実績の割合
　　目標値の（　）内は年度当初計画の件数
　　実績値の（　）内は実績の件数
（注２）令和７年度の実績値は、令和８年６月に確定し、令和７年度実績評価書に掲載します。
（出所）理財局国有財産調整課国有財産監査室調

（目標値の設定の根拠）

国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。

策定した監査計画を適切に実施するため、目標値を設定しました。

定量的な測定指標

政3-3-4-A-2：国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日

年度	令和４年度 （３年度決算）	５年度 （４年度決算）	６年度 （５年度決算）	７年度 （６年度決算）	８年度 （７年度決算）
目標値	4.9月初旬	5.9月初旬	6.9月初旬	7.9月初旬	8.9月初旬
実績値	4.9.2	5.9.1	6.9.3	7.9.2	

（出所）理財局国有財産情報室調

（目標値の設定の根拠）

決算について、平成 15 年に参議院から会計年度翌年の 11 月 20 日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日について、会計検査院における検査確認に２か月程度の期間を要していることを考慮し、９月初旬を目標とするものです。

定量的な測定指標

政3-3-4-A-3：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日

年度	令和４年度 （３年度決算）	５年度 （４年度決算）	６年度 （５年度決算）	７年度 （６年度決算）	８年度 （７年度決算）
目標値	4.11.20前後	5.11.20前後	6.11.20前後	7.11.20前後	8.11.20前後
実績値	4.11.18	5.11.20	6.11.29	7.11.18	

（注）第216回臨時国会は令和６年11月28日に開会。
（出所）理財局国有財産情報室調

（目標値の設定の根拠）

決算について、平成 15 年に参議院から会計年度翌年の 11 月 20 日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産法に基づく会計検査院の検査を経た上で、当該要請を踏まえて対応するためです。

定量的な測定指標

政3-3-4-A-4：国有財産物件情報メールマガジンの登録者数	年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加
	実績値	10,503	10,930	11,410	N.A.	

（注）令和７年度の実績値は、令和８年４月に確定し、令和７年度実績評価書に掲載します。
（出所）理財局国有財産業務課調

（目標値の設定の根拠）

全国の財務局等における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付開始、国有財産の売却等に関連する更新情報について、電子メールによりタイムリーに情報提供をします。

より多くの国民の皆様に国有財産物件情報メールマガジンの登録をいただくため、目標値を「増加」とした測定指標を設定しました。

定量的な測定指標

政3-3-4-A-5：全国版空き家・空き地バンクへの登録割合（単位：%）	年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	N.A.	

（注１）一般競争入札及び先着順の随意契約の実施件数に対する空き家・空き地バンクへの登録件数の割合です。
（注２）令和７年度の実績値は、令和８年５月に確定し、令和７年度実績評価書に掲載します。
（出所）理財局国有財産業務課調

（目標値の設定の根拠）

全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報を全国版空き家・空き地バンクへ登録することにより、財務局ウェブサイトや、新聞広告等と併せて、より多くの方々に対して、情報提供を行うことができるようになり、国有財産の情報発信が強化されるためです。

より適切な情報提供を行うため、目標値を「100%」とした測定指標を設定しました。

定性的な測定指標

政3-3-4-B-1：国有財産に関する情報提供の充実

（目標の内容）

財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、処分等を予定している未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量など、国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。さらに、活用可能な行政財産についても積極的に情報提供します。

（目標の設定の根拠）

国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。

定性的な測定指標
政3-3-4-B-2：国有財産の管理処分事務等の外部委託
（目標の内容） 国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舎の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。
（目標の設定の根拠） 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「財務省所管普通財産の管理業務の状況」 ○参考指標２「国有財産情報公開システムへのアクセス件数」 ○参考指標３「国有財産に関する公表資料」 ○参考指標４「全国版空き家・空き地バンクへの対象物件掲載数」

政策目標に係る予算額等		令和６年度	７年度	８年度	９年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	36,680,265千円	32,844,325千円	30,724,050千円		
	（項）資産債務管理費	39,856千円	42,924千円	45,550千円		
	（事項）国有財産の管理及び処分に必要な経費	39,856千円（注１）	42,924千円（注１）	45,550千円（注１）		
	内　国有財産台帳価格改定時価倍率調査	4,702千円	4,560千円	5,462千円		001369
	（項）公務員宿舎施設費	7,279,771千円	7,177,116千円	6,892,174千円		
	（事項）公務員宿舎建設等に必要な経費（公務員宿舎建設等に必要な経費（民間資金等を活用した公務員宿舎の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む））	7,279,771千円	7,177,116千円	6,892,174千円		001370
	（項）財務局業務費	12,030,072千円	12,312,694千円	12,851,174千円		
	（事項）国有財産の管理及び処分に必要な経費	8,222,209千円	8,402,572千円	8,608,713千円		
	内　普通財産管理処分経費	5,868,621千円	5,908,454千円	5,950,014千円		001372
	（事項）公務員宿舎の維持管理に必要な経費（公務員宿舎の維持管理に必要な経費）	3,807,863千円	3,910,122千円	4,242,461千円		001370
	（項）特定国有財産整備費（一般会計）	9,169,059千円	9,220,157千円	6,327,136千円		

（事項）一般庁舎等に係る特定施設整備に必要な経費（特定国有財産の整備（一般会計））	9,169,059千円	9,220,157千円	6,327,136千円		001407	
（項）特定国有財産整備費（財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定）	7,693,965千円	3,703,066千円	3,563,930千円			
（事項）特定施設整備に必要な経費（特定国有財産の整備（財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定））	543,264千円	119,903千円	－		001374	
（事項）民間資金等を活用した特定施設整備に必要な経費（特定国有財産の整備（財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定））	7,150,701千円	3,583,163千円	3,563,930千円		001374	
その他	467,542千円	388,368千円	1,044,086千円		行政事業レビューの対象外	
補正予算	1,358,800千円	1,183,867千円				
繰越等	△4,411,046千円		N.A.			
合　計	33,628,018千円		N.A.			
執行額	31,970,878千円		N.A.			

（概要）

国有財産一般事務費、普通財産管理処分費、国有財産制度等調査経費などの国有財産の管理及び処分に必要な経費及び老朽化等に伴う宿舎の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費です。

（注１）政府情報システム関連予算（国有財産総合情報管理システム（予算事業ID: 020164））は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

（注２）令和８年度「繰越等」、「執行額」等については、令和９年11月頃に確定するため、令和９年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	理財局（国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室）	**政策評価実施時期**	令和９年６月（予定）

○　政策目標３－４：国庫金の効率的かつ正確な管理

政策目標の内容及び目標設定の考え方	財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をすること等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を効率的に行うとともに、出納の正確性を確保することを目指します。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-4-1：国庫金の効率的な管理
政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保
政3-4-3：国庫収支に関する情報提供

関連する内閣の基本方針	該当なし

施策　政3-4-1：国庫金の効率的な管理

取組内容

国庫金の効率的な管理のためには、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫（用語集参照）全体として余裕金が発生している場合には、現金不足となり資金需要が生じている会計に対して貸し付ける等、余裕金を有効活用することが重要です。

市場への影響等を勘案しつつ、現金不足の特別会計等に無利子で貸し付けること（国庫余裕金の繰替使用）や現金不足の特別会計等が発行する政府短期証券の引受に充てることにより、余裕金を有効活用します。

定量的な測定指標

［主要］
政3-4-1-A-1：　国内指定預金（一般口）の平均残高
（単位：兆円）

年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
目標値	19.9 以下	19.2 以下	19.0 以下	5.7 以下	6.1以下
実績値	20.4	19.4	4.1	N.A.（注１）	

（注）令和７年度の実績値は、令和８年６月までに確定し、令和７年度実績評価書に記載します。
（出所）理財局国庫課調

（目標値の設定の根拠）

国庫金の効率的な管理のためには、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫全体として余裕金が発生している場合には、当該余裕金を最大限有効活用することが重要です。

具体的には、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、市場への影響等を勘案しつつ、国内指定預金のうち一般口（以下「一般口」といいます。）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）を行うことや、一般口の資金が不足する場合は、特別会計による政府短期証券の引受により、国庫内の資金需要を満たすとともに民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。

	これらの取組により、一般口残高が過大な水準とならないよう、抑制に努めることが重要であるため、測定指標を一般口の平均残高とし、目標値を過去の一般口残高の実績を踏まえて6.1兆円以下として設定しました（注）。 （注）令和６年度以前の、マイナス金利の期間を除く直近 10 年間において、一般口残高の標準偏差（σ）を計算し、同期間の平均値に１σを加算した数値以下となるように目標値を設定。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標１「国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券：用語集参照）発行残高抑制額（平均残高）の推移」 ○参考指標２「政府短期証券（財務省証券：用語集参照）の平均残高の推移」 ○参考指標３「資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合」

施策	政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保
取組内容	国庫金の出納事務は、会計法第34条第１項及び日本銀行法第35条第１項の規定により、各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行うこととされています。そのため、国庫金の出納は様々な経路を通り全て日本銀行に集中され、日本銀行により総括的な計算整理がなされているところ、財務省は、日本銀行の国庫金の取扱事務を監督しています。 また、日本銀行からの報告に基づいて、国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」（用語集参照）を作成し、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（一般会計歳入歳出主計簿）とを突合し両者が一致することの検証を行い、日本銀行の国庫金の出納事務の正確性を確保します。 （注）財務省では、国庫原簿と一般会計歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が各府省庁等からの指示どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。

定量的な測定指標

［主要］政 3-4-2-A-1：一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果（注１）（単位：円）	年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
	目標値	0	0	0	0	0
	実績値	289,486,551（注２）	1,294,677,716（注２）	47,494,486（注２）	N.A.（注３）	

（注１）各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、改めて留意点や事例についての説明会等を行うとともに連絡体制の整備を行うことで、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。
（注２）目標値及び実績値は、歳入、歳出及び歳入歳出差引剰余金のそれぞれについて、一般会計歳入歳出主計簿から国庫原簿を差し引いたもの。令和４年度（３年度分）、令和５年度（４年度分）及び令和６年度（５年度分）の実績値は、公館所在国における金融規制等の影響により出納整理期間内に日本銀行への払い込みが行えなかったことから、歳入及び歳入歳出差引剰余金に差異が生じている。
（注３）令和７年度の実績値は、令和８年６月までに確定し、令和７年度実績評価書に記載します。
（出所）主計局司計課、理財局国庫課調

（目標値の設定の根拠）

国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（一般会計歳入歳出主計簿）が一致することを確認しているため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を指標として設定しました。

日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を「０」として目標値を設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政3-4-3：国庫収支に関する情報提供
取組内容	国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を次のとおり行います。 （参考）財務省ウェブサイト（https://www.mof.go.jp/exchequer/reference/index.html） １　国庫と民間との間における資金受払の収支（国庫対民間収支）に、財政活動に伴う通貨量の増減をより的確に表すため所要の調整を行った「財政資金対民間収支」の前月実績、当月見込の計数を毎月財務省ウェブサイトに掲載します（年12回）。 ２　財政法第46条第２項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、政府預金（用語集参照）の増減並びにその原因となる財政資金対民間収支及び国庫対日銀収支の状況について集計を行った「国庫の状況報告書」を作成し、四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに官報及び財務省ウェブサイトに掲載します（年４回）。 ３　「財政金融統計月報（国庫収支特集）」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します（年１回）。

定量的な測定指標

［主要］ 政3-4-3-A-1：国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況 （単位：%）	年度	令和４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	N.A.（注）	

（注）令和７年度の実績値は、令和８年６月に確定し、令和７年度実績評価書に記載します。
（出所）理財局国庫課調

（目標値の設定の根拠）

国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な公表資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。

	①「財政資金対民間収支」を毎月財務省ウェブサイトに掲載します。（年12回） ②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。（年４回） ③「財政金融統計月報（国庫収支特集）」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。（年１回）

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

政策目標に係る予算額等		**令和６年度**	**７年度**	**８年度**	**９年度**	**行政事業レビューに係る予算事業ID**
予算の状況	**当初予算**	5,934千円	6,222千円	6,506千円		
	（項）資産債務管理費	5,934千円	6,222千円	6,506千円		
	（事項））国庫金の管理に必要な経費	5,934千円	6,222千円	6,506千円		
	補正予算	－	－			
	繰 越 等	120,247千円		N.A.		
	合　　計	126,181千円		N.A.		
執 行 額		125,758千円		N.A.		

（概要）

国庫制度の調査及び効率的な国庫の資金繰りを行うために必要な経費です。

（注１）令和８年度「繰越等」、「執行額」等については、令和９年11月頃に確定するため、令和９年度実績評価書に掲載予定。

（注２）政府情報システム関連予算（国庫収支事務オンラインシステム）は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

担当部局名	理財局（国庫課）	**政策評価実施時期**	令和９年６月（予定）